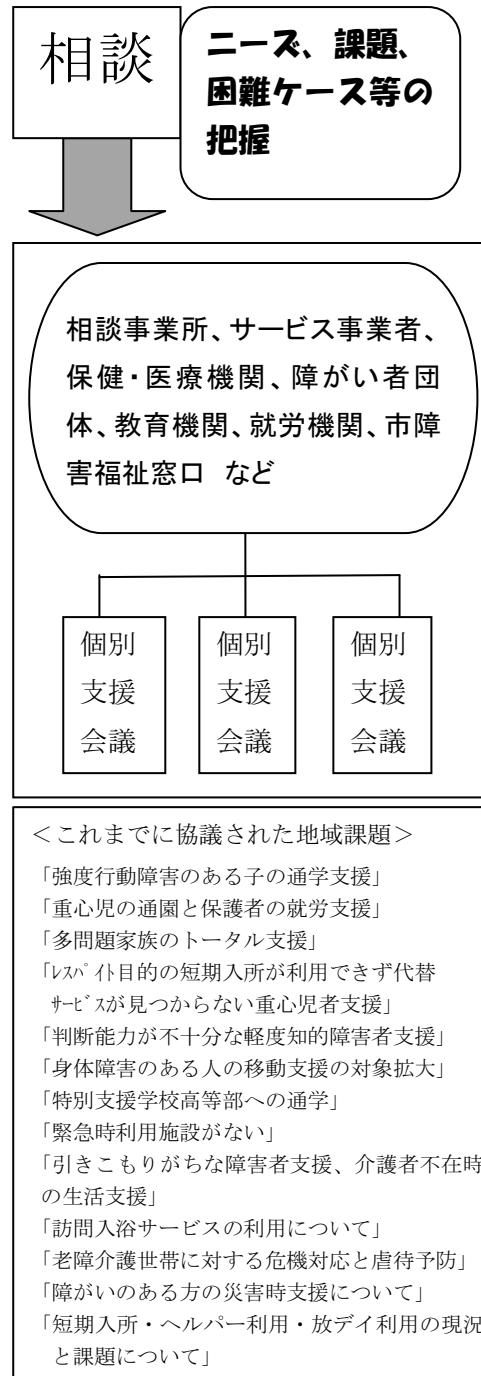
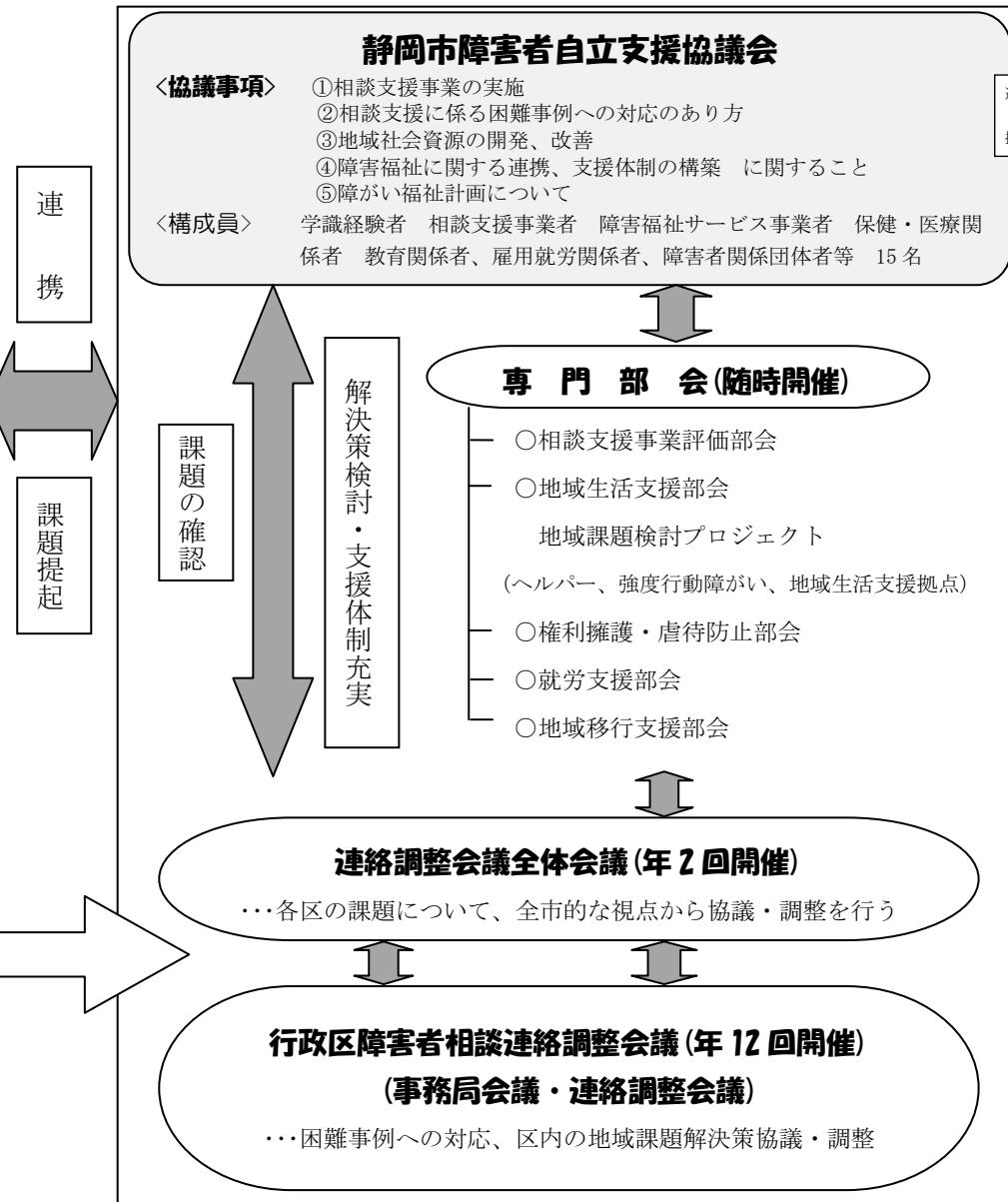


# 平成29年度 静岡市自立支援協議会の協議体系

## 資料 1-2



障害者総合支援法で規定する協議会 障害者への支援体制整備を図るため関係機関・団体、障害者、その家族、福祉・医療・教育・雇用に従事する者により構成。相互連絡により地域課題情報共有、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制整備について協議する。



障害者基本法で規定する合議制機関



### 静岡市障害者施策推進協議会

協議事項 ①障害者施策の総合的かつ計画的な推進のための調査審議②障害者施策の推進について関係行政機関の連絡調整を要する事項の調査審議

### 「静岡市障がい者計画」

市の障害者施策の基本的な考え方、具体的な推進方策、達成すべき障害福祉サービスの目標を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図る。

共生都市の実現  
暮らしにくさの解消